

令和元年10月17日

法教育推進協議会教材作成部会委員 磯山 恭子
(静岡大学教育学部教授)

法教育授業実施者 高橋 壮臣・神村 佳佑
(静岡県袋井市立袋井中学校教諭)

法教育授業実践報告書
(中学生向け法教育視聴覚教材「司法」)

1 実施日時 (令和元年)

(1) 第3学年5組

第1時 10月10日(木) 午前10時40分～午前11時30分(第3時限)
第2時 10月11日(金) 午後1時30分～午後2時20分(第5時限)
第3時 10月15日(火) 午前11時40分～午後零時30分(第4時限)
第4時 10月16日(木) 午前11時40分～午後零時30分(第4時限)

(2) 第3学年6組

第1時 10月10日(木) 午前11時40分～午後零時30分(第4時限)
第2時 10月15日(火) 午前10時40分～午前11時30分(第3時限)
第3時 10月16日(水) 午後1時30分～午後2時20分(第5時限)
第4時 10月17日(木) 午前11時40分～午後零時30分(第4時限)

2 実施校等

(1) 実施校

静岡県袋井市立袋井中学校

(2) 学年

第3学年5, 6組

(3) 教科等

社会科「公民的分野」

(4) 指導者

同校教諭 高橋 壮臣・神村 佳佑

3 単元等

(1) 単元 (学習指導要領における位置付け)

「なぜ裁判は必要なのか」(中学校学習指導要領「社会科(公民的分野) C 私たちと政治 (2) 民主政治と政治参加 (ウ) 国民の権利を守り, 社会の秩序を維持するために, 法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。)

(2) 目標

- ・司法とは、法に基づいて、侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであることを理解している。
(知識及び技能)
- ・資料を手掛かりにして、すべての当事者を対等な地位に置き、公平な第三者が適切な手続を経て公正なルールに基づいて判断を行うという裁判の特質について考えている。
(思考力・判断力・表現力等)
- ・紛争解決や民事裁判，刑事裁判，裁判員裁判の事例を手掛かりに，裁判の役割や意義を意欲的に追究している。
(主体的に学習に取り組む態度)

(3) 指導計画

- 第1時・・・「紛争解決」お弁当をめぐる紛争を当事者の立場で解決する活動を通して，より適切な解決方法を追究する。(本時)
- 第2時・・・「民事裁判」交通事故の事例を手掛かりにして，裁判官の立場で判決を出す活動を通して，民事裁判の過程と機能を理解する。(本時)
- 第3時・・・「刑事裁判」傷害事件を事例に，裁判の傍聴者の視点から裁判官の質問が良い質問なのか悪い質問なのかを考えることで公正な裁判の重要性に気付くとともに，民事裁判と比較しながら刑事裁判の過程と機能を理解する。(本時)
- 第4時・・・「裁判員裁判」裁判員として通貨偽造事件の裁判に参加して判決を出す活動を通して，裁判員裁判の意義を考える。(本時)
- 第5時・・・「単元のまとめ」これまで記述してきた「ふりかえり」を手掛かりにして，知識を定着させ自分の学びを振り返る(本時省略)。

4 本時

(1) 第1時

ア 目標

身近な紛争の解決方法に興味を持ちより適切な解決方法を意欲的に追究している。
(主体的に学習に向かう態度)

イ 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (5分)	(凡例 教師の指示・発問 ○生徒の予想される答え) 紛争とは何だろう。 ○紛争とは争いのことだ。 ○紛争とは国や地域の争いのことだ。 ○紛争は私たちの身の周りでもたくさん起こっている。	(凡例 ・留意点 ◎支援 ◆評価) ・【別紙1】を配布し，日常生活の中の紛争を記入させる。 ・紛争とは「2人以上の者が利害をめぐって対立している状態」であることを確認する。

<p>展開 (35分)</p>	<p>「2人以上の者が利害をめぐって対立している状態」にはどのようなものがあるのだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○兄とTVのチャンネル争いをしたこと。 ○給食のデザートを取り合ったこと。 ○教科係を決めるときにもめたこと。 ○体育大会の練習場所を取り合って他のクラスともめたこと。 <p>(学習課題) 紛争はどのように解決すればよいか</p> <p>春菜と秋穂の立場になりきり、話合いでけんかを解決しよう。</p> <p><春菜></p> <ul style="list-style-type: none"> ○お弁当を持って行ったのはいつものこと。 ○ケガをさせられたのは許せない。 ○突然怒り出した秋穂がおかしい。 ○力づくでかばんを奪い返そうとした秋穂がおかしい。 <p><秋穂></p> <ul style="list-style-type: none"> ○私が作ったお弁当を勝手に持っていくのがおかしい。 ○原因を作ったのは春菜の方だ。 ○家事をいつもやらないのに欲しいものだけ手に入れるのは自分勝手。 <p>解決に向かう話合いをするためのルールをペアで考えワークシート1【別紙3】(冊子教材P102)【】に記入しよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○順番に話をする。 ○相手が話をしているときには話をさえぎらない。 ○事実を整理しながら話をする。 ○話合いのゴールを先に決めておく。 <p>決めたルールに従って、春菜と秋穂の立場になりきり、話合いでけんかを解決しよう。</p> <p>ルールを決めなかった話合いと、ルールを決めた話合いの違いを考えて発表しよう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークシート1【別紙2】(冊子教材P101)のけんかの事例と2人の主張を読んで紛争の内容を理解させる。 ◎話合いが進まないペアには、相手の言動でおかしいと思うところにアンダーラインを引くように助言することで、主張しやすくする。 ・ けんかが解決しなかった理由を考えさせ、話合いのルール作りにつなげる。 <p>◎ルールが決められないペアには、先ほどの話合いで解決しなかった理由を考えるよう促すことで、ルールを決めやすくする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解決のためのルールについて話し合っているペアには、話合いのためのルール作りであることを強調する。
---------------------	---	--

<p>まとめ (10分)</p>	<p>○ルールを決めなかった時は、お互いの感情がぶつかり合ってけんかになりそうだった。</p> <p>○ルールを決めた時は、お互いの思いを整理して話し合うことができた。</p> <p>○ルールを決めた時は、このけんかの解決策を見つけることができた。</p> <p>身の回りで紛争が起こり、当事者同士で話し合っても解決できなかった時にはどうすればよいのかを考えよう。</p> <p>○他人の意見も聞いて参考にする。</p> <p>○どちらの味方にもならない信用できる人に判断してもらおう。</p> <p>○少し時間を空けてもう一度話し合ってみる。</p> <p>○裁判を起こして解決する。</p> <p>「紛争はどのように解決すればよいのか」を考え、「ふりかえり」に記入してクラスで共有する。</p> <p>○(まとめ)当事者同士がルールを決めて話し合って解決をする。当事者同士の話し合いで解決できないときには、他の人の意見を聞いたり他の人に話し合いに入ってもらったりして話し合いをする。それでも解決できないときには、裁判を起こして解決する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の意見を受け止めつつ、安易に裁判に任せれば良いのではなく、まずは自分たちで解決することの大切さを確認する。 ・紛争を放置すると社会秩序の混乱につながりかねないので、国家による紛争解決の手段(民事裁判)が用意されていることを確認し、次時の学習につなげる。 ◆身近な紛争の解決方法に興味を持ちより適切な解決方法を意欲的に追究していたか。(ワークシート・観察)
----------------------	--	--

(2) 第2時

ア 目標

- ・交通事故の事例を手掛かりにして、民事裁判の過程と機能を理解している。

(知識及び技能)

- ・資料を適切に活用して、実際の裁判だったらどのような判決が出されるのかを考えている。

(思考力・判断力・表現力等)

イ 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (10分)	<p>(凡例 教師の指示・発問 ○生徒の予想される答え)</p> <p>動画を視聴して前時の学習を復習しよう。</p>	<p>(凡例 ・留意点 ◎支援 ◆評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画①導入「紛争解決と民事裁判」【約3分(～3:20)】

<p>展開 (30分)</p>	<p>動画を視聴して、交通事故による紛争を確認しよう。</p> <p>(学習課題)民事裁判とは、どのような裁判なのか。</p> <p>動画を視聴して、「示談(和解)」できず「民事裁判」を起こしたことを確認しよう。</p> <p>XさんとXさんの弁護士、YさんとYさんの弁護士それぞれの立場で、Xさんが追い詰めることができるかもしれない証拠と、Yさんが有利になるかもしれない証拠を見つけて分類しよう。</p> <p><Yさんが有利になるかもしれない証拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ○対向車線から大型ダンプカーがセンターラインをはみ出しそうになった。 ○対向車を避けようとしたのでXさんに気付くのが遅れた。 ○Xさんが横断歩道を渡っていなかった。 ○30メートル先には横断歩道があった。 <p><Xさんが追い詰めることができるかもしれない証拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ○近くに横断歩道がなかったから、道を横切った。 ○Yさんは制限速度30キロメートルオーバーしていた。 ○治療費60万円だった。 ○ケガさえしなければ90万円もらえるはずだった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動画②問題提起1民事裁判の例(事例紹介)【約5分(3:20～8:36)】 ・動画を視聴しながらワークシート2【別紙4】(冊子教材P103)中の文章をチェックするように指示する。 ・動画③問題提起「民事裁判の例(問題提起)」【約2分30秒(8:36～10:17)】 ・交通事故が原因で、紛争が起こることを示し、その解決のためには当事者同士で話し合っ解決する「示談(和解)」と、民事裁判による解決があることを示す。ただし交通事故の場合は、「示談(和解)」は、成立した後にトラブルになることも少なくないため、民事裁判による解決が望ましいことを確認する。 ・民事裁判になると「法に基づく解決」を行うことを示し、ワークシート2【別紙4】(冊子教材P103)の民法709条を確認する。生徒には、アンダーラインを引くように指示する。 ・ワークシート【別紙5】のマトリクス表にまとめる。 ◎分類ができない生徒には、ワークシート2【別紙6】(冊子教材P104)の中で、Xさんの立場で主張できるところには赤でアンダーラインを引き、Yさんの立場で主張できるところ緑でアンダーラインを引くことで、視覚的に両者の主張を理解できるようにする。
---------------------	--	--

<p>まとめ (10分)</p>	<p>動画を視聴して、XさんとXさんの弁護士、YさんとYさんの弁護士それぞれの立場で、今回の交通事故について主張できることを確認しよう。</p> <p>裁判官の立場で、Yさんに対してXさんにいくら払う判決を下すのかを考え、金額とその理由をワークシートに記入しよう。</p> <p>実際の裁判だったらどのような判決が出るのかをワークシートで確認しよう。</p> <p>「民事裁判とは、どのような裁判なのか」を考え、「ふりかえり」に記入して発表しよう。</p> <p>○(まとめ)当事者同士の話し合いでも解決できないような難しい紛争を、法に基づいて解決するのが裁判である。裁判官が、訴えた原告と、訴えられた被告の主張をよく聞いて、公正な立場で判決を下してお金による支払いを命じて、紛争を解決する。</p> <p>ワークシート2【別紙7】(冊子教材P105)で、民事裁判の内容を確認しよう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動画④解説1「民事裁判の例(解説)」【約2分30秒(10:17~12:41)】 ・ 民事裁判では、当事者双方が自分の主張を裏付ける証拠を集めること、裁判官は当事者の主張を聞き、当事者が提出した証拠に基づいて判断することを確認する。 ・ 裁判官が公正な第三者として、XさんとYさんの主張を聞き、この主張を総合的に考慮して、法に当てはめて結論を出すことを確認する。 ◆資料を適切に活用して、実際の裁判だったらどのような判決が出されるのかを考えることができたか。(ワークシート) ・ 民事裁判では、損害の賠償(金銭の支払い)という形で紛争解決策を示すことを確認する。 ・ 動画⑤解説2-1「民事責任・刑事責任・行政責任」【約2分(12:41~14:47)】 ・ ワークシート【別紙5】で実際の判決を確認する。その際、証拠や状況などによって判決が変わる可能性があることも示す。 <p>◎民事裁判について記述できない生徒には、民事裁判の「目的」「始まり」「関わる人物」「結果」を視点に学習内容を振り返ることで、まとめやすくする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の事例では、交通事故を起こしたYさんは、Xさんに与えた損害を賠償するという民事責任、刑罰を受けるという刑事責任、交通違反による原点を受ける行政責任の3つの責任が生じることを確認する。 ◆交通事故の事例を手掛かりにして、民事裁判の過程と機能を理解することができたか。(ふりかえり・ワークシート)
----------------------	--	---

(3) 第3時

ア 目標

- ・電車における傷害事件を手掛かりにして、民事裁判と比較しながら、刑事裁判の過程と機能を理解している。(知識及び技能)
- ・刑事裁判を傍聴している立場から裁判官が行った質問を良い質問と悪い質問に分類することで公正な裁判の重要性に気付いている。

(思考力・判断力・表現力等)

イ 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (5分)	(凡例 教師の指示・発問 ○生徒の予想される答え) ワークシート3【別紙8】(冊子教材P106)を見て、前時の交通事故の事例と今回の傷害事件との違いを考えよう。 ○Yさんはわざとやっている。 ○Yさんが暴力を振るっている。 ○加害者のYさんが逃げている。	(凡例・留意点 ◎支援 ◆評価) ・民事裁判と比較しながら刑事裁判を学ぶ意識付けをする。
展開 (35分)	(学習課題)民事裁判と刑事裁判の違いは何か。 ワークシート4【別紙9】(冊子教材P107)の裁判に関わる立場と役割を写真の人物と結びつけて確認しよう。 ○裁判官…双方の言い分を聞き、判決を下す。 ○検察官…犯罪を立証し、刑の言い渡しを求める。 ○被告人…自分が犯人として行ったと疑われている。 ○弁護士…被告人の言い分を裁判官に伝え、被告人を弁護する。 刑事裁判を傍聴している立場から、裁判官が行った質問を良い質問と悪い質問に分類しよう。【別紙10】 <良い質問> ②Xさんが言った「痛いよ、気を付けて」は、どのような言い方でしたか。 ③Xさんが、Yさんに突き飛ばされたとき、手には何か持っていましたか。	・動画⑦解説2-3「刑事裁判に関わる人々」 ・まずは自分たちで考えさせる。【約1分30秒(17:40~19:11)】 ・民事裁判では被害を受けた当事者が訴えを起すが、刑事裁判では検察官が起訴するなど民事裁判との違いに着目させながら説明する。 ・裁判の中で話をした内容も証拠になることを確認する。 ◎質問を分類することができない生徒には、公正を視点にして分類するよう助言することで、分類の基準を設けて分類しやすくする。

<p>⑦突き飛ばされてケガをした X さんは、どのように感じましたか。</p> <p>⑩Yさんは、どうしてXさんを突き飛ばしたのですか</p> <p>⑪Yさんは、どうして逃げたのですか。</p> <p><悪い質問></p> <p>①Xさんが、Yさんを注意しなければ今回のトラブルは起こらなかったと思いませんか。</p> <p>④Yさんは、Xさんの足をわざと踏んだわけではないのに注意されて腹が立ったんですね。</p> <p>⑤突き飛ばすことはひどいことなので、法律にはありませんがYさんは電車に乗ることを禁止したいと思いますがいかがですか。</p> <p>⑥Yさんは、どうしてXさんをケガさせようとしたのですか。</p> <p>⑧Yさんは、逮捕されることが怖くなって逃げたんですね。</p> <p>⑨Yさんは、電車に乗るのが好きですか。</p> <p>良い質問と悪い質問に分類をした理由を話し合い、その結果を発表しよう。</p> <p>○良い質問は、どちらにも有利にならない質問。</p> <p>○良い質問は、被告人と被害者の思いや考えを確認する質問。</p> <p>○良い質問は、事実を確認する質問（正確な事実確認のための質問）。</p> <p>○悪い質問は、被告人の考えを誘導する質問。</p> <p>○悪い質問は、被告人が悪いことを決めつけている質問。</p> <p>○悪い質問は、事実に関係ない質問。</p> <p>もし、納得できない判決が出たら、どうしたいのかを考えよう。</p> <p>○もう一度裁判をやり直したい。</p> <p>○もう一度証拠を集め直して裁判をやりたい。</p> <p>○もう一度違う裁判官に判決を出して</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正に関する発言があったら、「どこが公正なのか」「なぜ公正と考えられるのか」を問いかけることで、公正に対する考えを深められるようにする。 ・ 公正に関する発言がなかったら、手続や機会、結果などの公正さに結びつける。 ◆ 刑事裁判を傍聴している立場から裁判官が行った質問を良い質問と悪い質問に分類することで公正な裁判の重要性に気付いているか。（ワークシート・発言） ・ 動画⑥解説 2-2「刑事裁判と民事裁判の違い」【約2分30秒(15:00～17:39)】 ・ 動画を使って刑事裁判の流れを確認する。 ・ 資料1【別紙11】(冊子教材P110)を
--	--

<p>まとめ (10分)</p>	<p>もらいたい。 ○裁判官を訴える。</p> <p>「民事裁判と刑事裁判の違いは何か」をまとめて「ふりかえり」に記入しよう。</p> <p>○(まとめ)刑事裁判は、検察官が被疑者(罪を犯したと疑われる人)を被告人として裁判に訴えることで始まる。証拠を基にして有罪か無罪かを判断し、法律を基にして罰を決める。人々が安心して暮らせる社会を維持するためにある。</p>	<p>手掛かりに、人権を守り公正な裁判が行われるために三審制がとられていることを確認する。</p> <p>・「裁判官を訴える」という意見が出たら、司法権の独立について説明する。</p> <p>◆電車における傷害事件を手掛かりにして、民事裁判と比較しながら、刑事裁判の過程と機能を理解することができたか。(ふりかえり)</p>
----------------------	--	--

(4) 第4時

ア 目標

- ・通貨の偽造事件を手掛かりにして、裁判員が裁判に参加する意義を考えている。
(思考力・判断力・表現力等)

イ 展開

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
<p>導入 (5分)</p>	<p>(凡例 教師の指示・発問 ○生徒の予想される答え)</p> <p>あなたは、裁判官になってみたいですか、なりたくないですか。</p> <p>○判決をだしてみたいからなってみよう。</p> <p>○正義のために悪者を裁いてみたいからなってみよう。</p> <p>○人を裁くなんて自分にできないからなりたくない。</p> <p>(学習課題)なぜ、自分たちと関係のない裁判に私たちが参加するのか。</p>	<p>(凡例 ・留意点 ◎支援 ◆評価)</p> <p>・裁判員呼び出し状を提示し、誰もが裁判員に選ばれて刑事裁判に参加して審理・評議・判決を行う可能性があることを確認する。</p> <p>・裁判員裁判の写真を示し、裁判員として裁判に参加している様子を確認する。</p>
<p>展開 (30分)</p>	<p>裁判員裁判の仕組みを確認しよう。</p> <p>裁判員裁判の事例から、共通点を見つけよう。</p> <p>○被害を与えた人とあった人がいる。</p>	<p>・資料2【別紙13】(冊子教材P111)を使って裁判員裁判に参加する人物や役割を確認する。</p> <p>・資料3【別紙14】(冊子教材P112)を使って裁判員裁判の共通点を見つけることで、裁判員裁判の特徴をつ</p>

<p>○「被告人」という言葉が使われている。</p> <p>○事件や違反を扱っている。</p> <p>○重い犯罪を扱っている。</p> <p>裁判員裁判の事例について、証拠(事実)を手掛かりにして被告人が偽札を使う目的でつくり、偽札と知っていたかを考えよう。</p> <p>○偽札を使う目的で作った <そうだと思わせる(被告人に不利な)証拠> A D</p> <p><そうではなかったと思わせる(被告人に有利な)証拠> B C E</p> <p>○偽札と知っていて使った <そうだと思わせる(被告人に不利な)証拠> F I J</p> <p><そうではなかったと思わせる(被告人に有利な)証拠> G H</p> <p>刑法第148条を手掛かりにして、今回の事例がどのような判決になるのかを予想しよう。</p> <p>○被告人にとって不利な証拠が多いから有罪になって、3年以上の刑になると思う。</p> <p>○偽札と知っていて使ったと思わせる決定的な証拠がないから無罪で、刑罰はない。</p> <p>○偽札と知らずにうっかり使ってしまった証拠が多いから無罪で、刑罰</p>	<p>かませる。</p> <p>◎共通点が見つけられない生徒には、ワークシート中の共通する語句を見つけるよう助言することで、裁判員裁判の共通点を見つけられるようにする。</p> <p>・資料4及びワークシート7【別紙15】(冊子教材P113～115)を使って証拠の分類をすることで、裁判員裁判の事例を理解する。</p> <p>◎分類が進まない生徒には、まず「偽札を使う目的で作った」、「偽札と知っていて使った」を視点に分け、その後「そうだと思わせる証拠と「なるか」、「ならないか」を視点に分けるよう助言することで、分類に取り掛かれるようにする。</p> <p>・左記証拠(事実)についての考え方に関しては、後述の(6)参考:証拠(事実)についての考え方を参照する。</p> <p>・資料4【別紙15】(冊子教材P114)の刑法第148条を示し、判決の参考にさせる。</p> <p>・証拠を挙げながら有罪か無罪かを説明するように指示を出す。有罪であれば量刑について考えさせる。</p> <p>◆裁判員裁判の事例について判決を出す際に、刑法第148条を根拠にすることができたか。(ワークシート)</p>
--	---

<p>まとめ (15分)</p>	<p>はない。</p> <p>「なぜ、自分たちと関係のない裁判に私たちが参加するのか」をまとめて「ふりかえり」に記入しよう。</p> <p>○(まとめ)私たちが裁判を身近に感じるため。</p> <p>○私たち一般の人の感覚を大事にするため。</p> <p>○色々な経験をしていたり知識をもっていたりすることで、色々な視点で証拠を検討するため。</p> <p>○より公正な裁判をおこなうため。</p> <p>動画を視聴して、裁判員裁判の目的と裁判員としての心構えを確認しよう。</p>	<p>◎考えが思い浮かばない生徒には、法律や裁判のプロだけで行う裁判のデメリットを考えるよう助言することで、私たちが裁判に参加することの利点や意義を考えやすくする。</p> <p>◎生徒の多くがまとめられない場合には、動画⑧解説3「裁判員制度」【約2分(19:12～)】を流すことで、まとめるための手掛かりとする。</p> <p>◆通貨の偽造事件を手掛かりにして、裁判員が裁判に参加する意義を考えたことができたか。(ふりかえり)</p> <p>・動画⑧解説3「裁判員制度」【約2分(19:12～)】</p> <p>・動画を使って裁判員裁判の目的と裁判員としての心構えを確認する。</p>
----------------------	---	---

(5) 実践報告 (成果と課題など)

ア 指導案作成者及び授業者の感想

【单元全体に関すること】

- ・单元を貫く課題として「なぜ裁判は必要なのか」を設定することで、各時の学習を結びつけることができます。
- ・各時に「目標」,「学習課題」,「評価」を設定することで、指導と評価を一体化させることができます。
- ・各時に設定されている作業や活動において「◎支援」を準備することで、予想される生徒のつまずきに対応することができます。
- ・本教材の動画は、2つの視点で活用すると効果的です。1つ目は、主として授業の前半に用いて、事例の概要や法的な知識及び概念をつかませます。2つ目は、主に授業の後半に用いて、学習内容を確認したり授業のまとめをする際の手掛かりとします。
- ・民事裁判や刑事裁判を体験的に学ぶ際は、法を根拠に話し合ったり判決を出したりすることが大切です。そのため、民法第709条や刑法第148条など、授業の中で取り扱う法は、黒板に掲示して常に見ることができる状態を作っておくことが必要です。

【第1時に関すること】

- ・生徒にとって「紛争」は、身近なものではなく、「国際紛争」,「地域紛争」,「民族紛争」など、自分とは遠いものとして捉えがちです。そのため、授業ではまず「紛争」を生徒の身近にすることが必要です。
- ・生徒の多くは、「裁判＝人を裁く」というイメージを持ち、自分とは遠いものとして捉えています。そのため、裁判には紛争を解決(調停)する役割もあることに気付かせることで、生徒は裁判が身近にある紛争を解決するための手段の1つで

あることを知り、自分とのつながりの中で裁判を考えられるようになります。

【第2時に関すること】

- ・ワークシートの登場人物と、動画の登場人物の名前が異なるので、「Xさん＝川村さん」、「Yさん＝山野さん」というカードを掲示して視覚的に理解させることで、紛争の内容がつかみやすくなります。
- ・活動や思考をしたあとには、結果を知りたくなります。判決の事例を活動の最後に示すことで、自分の活動や思考が価値付けられて次の学習への意欲につながります。また、活動や思考への意味を見いだすことができ、次の活動への意欲付けになります。

【第3時に関すること】

- ・民事裁判と刑事裁判を比較する場合は、「裁判の目的」、「始まり方」、「裁判に関わる人物」、「判決」など、比較の視点を示すこととで比較しやすくなります。
- ・刑事裁判の学習では「刑事裁判の過程と結果を理解する」、「公正な裁判を行うために必要なことを考える」ことはいずれも大切な視点です。生徒の実態に合わせて、どちらかを強調して授業を展開した方が生徒にとって分かりやすい授業展開になります。
- ・生徒のつぶやきや発言を、公正に関連付けながら授業を展開することで、考える際の基準となり、作業や活動がしやすくなります。

【第4時に関すること】

- ・裁判員裁判の学習では「裁判員裁判の意義を理解する」、「裁判員としての心がけを考える」ことはいずれも大切な視点です。しかし、生徒の実態に合わせて、どちらかを強調して授業を展開した方が生徒にとって分かりやすい授業展開になります。
- ・生徒にとって「推定無罪」という近代法の基本原則は理解しにくく、生徒だけの活動ではこの原則を導き出せず、疑わしいことが罪であると考えがちです。また、生徒は、証拠の内容や意味が把握できず判断が難しい時点で、証拠が疑わしいから罪ではないと考えがちです。そのため、授業を展開する中で「推定無罪」の考え方を身近な例であらかじめ示すことで、話し合いが活発になり、生徒の思考が深まります。

【単元のまとめ（第5時）に関すること】

- ・単元のまとめとして、これまでに活用したワークシートや各授業後に記述した「ふりかえり」を手掛かりにして、司法に関する知識を確認したり学んだことを振り返る場面と機会を設定したりすることで、学習内容が定着します。

イ 「ふりかえり」から見る本単元の成果と課題

ここでは、毎授業後に生徒が記述した「ふりかえり」を手掛かりにして、生徒の裁判に関する認識の変化をみることで、本単元の成果と課題を明らかにしたい。「ふりかえり」には、毎授業後に「なぜ、裁判は必要なのか」という同じ課題について自分の考えや思いを記述させた。資料1は、生徒S1～S27の記述をまとめたものである。各授業の記述を縦軸として、記述の変化を横軸として、それぞれを分析する。

まずは、縦軸として各授業の記述から、生徒の裁判に関する認識を見ていくことに

する。

第1時では、調停を行うための「仲介役」や「第三者」としての役割や、「トラブル」及び「紛争」を「解決」という社会的機能から、裁判を捉えた記述が多く見られた。このような記述は、資料1【別紙16】中の赤文字で示したように、21名の生徒の記述に見られた。第2時では、第1時で見られたような紛争の解決に加えて、当事者それぞれの「主張」を整理して「責任」の有無や「損害」と「賠償」の程度を「判断」という社会的機能から、裁判を捉えた記述が多く見られた。このような記述は、資料1の青文字で示したように、10名の生徒の記述に見られた。第3時では、「有罪か無罪かを決め」て、「有罪」の場合は「量刑」を判断する社会的機能から、裁判を捉えた記述が多く見られた。このような記述は、資料1の緑文字で示したように、12名の生徒の記述に見られた。第4時では、裁判員裁判の意義に関する記述と、秩序の維持及び匡正的正義に関する記述が多く見られた。裁判の意義に関する記述は、資料1の黄文字で示したように18名が、秩序の維持及び匡正的正義に関する記述は、資料1中の斜体で示すように3名の生徒の記述に見られた。単元のまとめでは、第1時から第4時に見られたように、裁判の社会的機能や裁判員裁判の意義、秩序の維持及び匡正的正義に関する記述が見られた。

次に、横軸として、生徒の記述の変化から、本單元における各生徒の学びを見ていくことにする。記述には「公正」というキーワードが多く見られた。そこで、「公正」というキーワードに着目して記述の変化を分析する。

「公正」には、「手続の公正」、「機会の公正」、「結果の公正」がある。生徒の記述をこれらに当てはめて切り分けることは容易ではないが、今回は「法に基づいて」、「第三者から判断」、「公正に判断」など、裁判のプロセスに対する公正さの記述は「手続の公正」とした。「お互いの言い分を聞く」、「お互いの意見をまとめ」など、お互いの主張を伝える機会に対する公正さの記述は「機会の公正」とした。「納得できる判決」、「公正な判断」など、出された判決に対する公正さの記述は「結果の公正」とした。これらの視点を基にして、「公正」というキーワードがあった記述だけを抜き出したものが、資料2【別紙17】である。資料2を手掛かりにして「公正」について記述した各時の人数を集計したものが、表1である。

表1 「公正」について記述した各時の人数

	第1時	第2時	第3時	第4時	単元のまとめ
記述した人数	3	5	4	9	16

表1を見ると、「ふりかえり」の中で「公正」に関する記述をした生徒は、第1時では3人、第2時では5人、第3時では4人、第4時では9人、単元のまとめでは16人であった。第3時は例外としても、授業が進むにつれて、「公正」に関する記述が増える傾向にあることから、生徒は「公正」を視点に裁判を捉えるようになっていったと言える。

表2は、「ふりかえり」における生徒の「公正」に関する記述を、「手続の公正」、「機会の公正」、「結果の公正」の3つに分類してまとめたものである。

表2 「公正」に関する記述の分類

	第1時	第2時	第3時	第4時	単元のまとめ
手続の公正	3	5	4	6	9
機会の公正	0	0	2	1	4
結果の公正	0	0	1	3	5

※1人の生徒が公正について重ねて記述している場合はそれぞれ1人としてカウントした。

表2を見ると、第1・2時では「手続の公正」について記述した生徒のみであった。第3時では、「手続の公正」に加えて「機会の公正」について触れる記述をする生徒が見られるようになった。第4時と単元のまとめでは、「手続の公正」、「機会の公正」、「結果の公正」について記述する生徒が見られるようになった。特に顕著だったのが、S14である。S14は、第1時では「公正」の視点で記述していなかったが、第2時では「手続の公正」の視点から、第3時では「手続の公正」と「結果の公正」視点から、第4・5時では「結果の公正」の視点から裁判の社会的機能について記述していた。さらに、S14は、「裁判は司法の主な権力として成り立っているのだと思いました」と、司法を権力の1つとして認識することができた。これらのことから、本単元を通して生徒は、「公正」の概念を獲得し、これに対する認識を広げたり深めたりすることができたと言えよう。

このように、本単元は、裁判の社会的機能や裁判員裁判の意義、秩序の維持及び匡正的正義について学ぶとともに、「公正」という概念の獲得と認識の深まりを期待できることが明らかとなった。これは、本単元の成果とすることができる。

本単元の課題は、「ふりかえり」の中に「被告人と原告人」、「警察が、どれだけ罪を受け渡すか決める」、「裁判は被告をさばけなければならない」など、民事裁判と刑事裁判に関する仕組みや語句が整理しきれていない記述が見られたことである。そのため、学習内容を確認したり整理したりする場と機会の設定が必要であると考えられる。

(6) 参考：証拠（事実）についての考え方

○偽札を使う目的で作った

〈被告人に不利な証拠（事実）〉

- Aの事情からは、実際にお店で使われた偽札を作って使ったのが被告人であるということが推測されるため、被告人が、偽札を使う目的で作ったと思わせる事情といえる（なお、Aの事情は、「偽札と知っていて使った」ことについての被告人に不利な事情にもなりうる）。
- Dの事情からは、使われた偽札が本物のお札に似せた形状で作られていることがわかるため、この偽札を作った人（被告人）が、実際に使う目的で作ったと思わせる事情といえる。

〈被告人に有利な証拠（事実）〉

- Bの事情につき、偽札を作るのに使った道具を隠したり捨てたりせずに持っていたと評価した場合、被告人が、偽札を使う目的で作ったのではないと思わせる

事情（被告人に有利な事情）といえる。

もっとも、この証拠につき、偽札を作るための道具を被告人が持っていたと評価した場合、被告人が「偽札を作った」ことの裏付けとなるという意味で「被告人に不利な事情」と評価することもできる。

- Cの事情につき、「よく観察すると、本物とは色が少し違っていて、本物と並べて見ると、偽物かもしれないと疑うことができるような外観」であった点に着目し、偽札としての完成度が低いと評価した場合、被告人が、偽札を使う目的で作ったのではないと思わせる事情（被告人に有利な事情）といえる。もっとも、「一見すると本物ととてもよく似ている」という点に着目し、被告人に不利な事情と評価することもできる。
- Eの事情は、被告人が、興味本位で偽札を作ったと思わせる事情であるといえ、被告人に有利な事情と評価することができる。

○偽札と知っていて使った

〈被告人に不利な証拠（事実）〉

- Fの事情からは、お店で使われた偽札を使ったのが被告人であるということが推測されるため、被告人が、「偽札と知っていて使った」ことについて被告人に不利な事情となりうる（その場合、Fの事情は、「偽札を使う目的で作った」ことについての被告人に不利な事情にもなりうる）。
- Iの事情からは、お店で使われた偽札を使った犯人が被告人であるということが推測されるため、被告人が、「偽札と知っていて使った」ことについて被告人に不利な事情となる（その場合、Iの事情は、「偽札を使う目的で作った」ことについての被告人に不利な事情にもなりうる）。
- Jの事情からは、偽札を使った犯人が、偽札であることを知っていたことが推測されるため、(別証拠などによって偽札を使った犯人が被告人であると認められた場合)、「偽札と知っていて使った」ことについて被告人に不利な事情となる（その場合、Jの事情は、「偽札を使う目的で作った」ことについての被告人に不利な事情にもなりうる）。

〈被告人に有利な証拠（事実）〉

- Gの事情につき、「被告人が偽札と分かって偽札を使ったのであれば、それと同じ日、同じ店で、自分のポイントカードを使用するはずがない」と評価すれば、「偽札と知っていて使った」ことについて被告人に有利な事情と評価しうる。
もっとも、「被告人は、犯人が偽札を使用したのと同じ日に同じ店で買い物をしており、犯人と重なる行動をとっている」と評価すれば、「偽札と知っていて使った」ことについて被告人に不利な事情とも評価しうる。
- Hの事情は、被告人が、偽札が使われた際に、自宅にいたと思わせる事情であるといえ、被告人に有利な事情と評価することができる。

(7) 参考資料（使用教材・資料，授業の様子・板書など）

- ア 配布資料（第1時）
別紙1ないし別紙3のとおり。
- イ 配布資料（第2時）
別紙4ないし別紙7のとおり。
- ウ 配布資料（第3時）
別紙8ないし別紙11のとおり。
- エ 配布資料（第4時）
別紙12ないし別紙15のとおり。
- オ 上記4(5)イ記載の資料1及び資料2
別紙16及び別紙17のとおり。

5 参考：新学習指導要領における位置付け

新学習指導要領

社会科「公民的分野」

C 私たちと政治

(2) 民主政治と政治参加

対立と合意，効率と公正，個人の尊重と法の支配，民主主義などに着目して，議題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ウ) 国民の権利を守り，社会の秩序を維持するために，法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。

3年()組()番 氏名

友達同士のけんか

春菜、秋穂は四季中学校の3年生です。
春菜と秋穂は、四季中学校の寮で一緒に生活していますが、最近けんかする機会が増えてきました。



春菜



秋穂

四季中学校の寮では、掃除、洗濯、炊事などの家事は皆で協力してやることになっていましたが、春菜は炊事をさぼってばかりいて、いつも春菜の食事まで作って、まじめに家事をやっている秋穂は怒っていました。そんなある日のことでした。春菜と秋穂は、学校の遠足に行くことになりました。



そこで、当日、秋穂は、朝早く起きてお弁当を一生懸命作りました。お弁当を寮の台所に置いたまま、遠足の準備をするために、自分の部屋に行きました。しばらくして台所に戻ってきたところ、なんと、遠足に持っていくお弁当が、台所の机の上から

無くなっていました。春菜がそのお弁当を持っていったのです。

秋穂は、急いで春菜を追いかけました。秋穂は、通学路の途中でやっと春菜に追いつき、春菜の腕をつかんで、「私のお弁当を返してよ!」と叫びました。

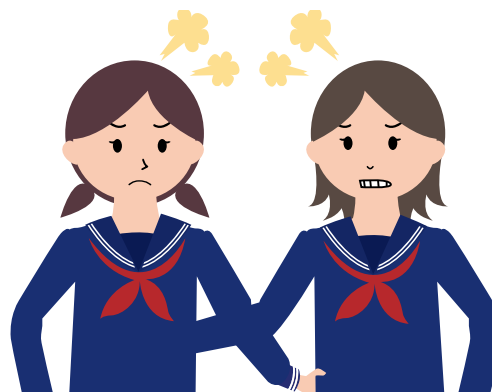


ところが、春菜は、「あれは私のお弁当でしょ?いつも秋穂は私の分も料理を作ってくれるじゃない。どうして今日だけ自分のお弁当なんて言い張るの?お弁当がなければ困るから返さない。」と言いました。

秋穂は、「とにかくお弁当を返してよ。」と言いましたが、春菜は、返す素振りを全く見せないで、ついに秋穂は春菜の持っていたカバンを力

ずくで奪い取りました。
春菜も負けじと秋穂からカバンを奪い返そうとしたので、自分のお弁当をどうしても取り返したかった秋穂は、思わず春菜を振り払ってしまいました。

すると、春菜は転んでしまい、手足をすりむいてしまいました。



3年()組()番 氏名

友達同士のけんか

1 二人の主張

春菜



お弁当を持っていったのはいつものことだし、ケガをさせられたのだから秋穂のことは許せない。

秋穂



どう考えても私のお弁当を勝手に持っていくのがおかしいし、それが原因でケガをしたんだから悪いのは春菜でしょ。

2 話し合いのルール

Blank area for writing rules for discussion, featuring horizontal dashed lines.

3年()組()番 氏名

事例をもとに紛争解決について考えてみよう

基本的な事実

36歳のXさんは、2004年5月28日午後10時25分頃、Yさんの運転する自動車にはねられて重傷を負った。

さっそく警察がこの事故について調べたところ、次のようなことがわかった。



Yさん

Xさん

事故の状況

- ① — 事故現場はせまい県道で、見通しの悪いカーブだった。
- ② — 現場の制限速度は時速30キロメートルであるが、Yさんの自動車は時速60キロメートルで走行していた。
- ③ — 事故直前、対向車線から大型のダンプカーがセンターラインをはみ出しそうになってYさんが運転する車に向かってきていた。Yさんは、そちらに目を奪われており、Xさんが道路を渡ろうとしていることに気付くのが遅れた。
- ④ — 事故現場には、横断歩道がなく、30メートル先の信号にしか、横断歩道はなかった。
- ⑤ — Xさんは、入院はしないで済んだが、3か月の通院治療を余儀なくされた。また、治療費は月に20万円かかった。
- ⑥ — Xさんは、月収30万円の仕事についていたが、けがで仕事ができず給料をもらえなかった。

Xさんには妻と子（中学生）がいたが、事故後、経済的にも苦しくなったため、Yさんに治療費などを請求することにした。一方、Yさんも生活に追われているため、ぎりぎりの額まで支払額を抑える必要が生じた。

参考条文 (不法行為による損害賠償)

民法第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保障される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

学習課題

○復習～紛争解決するために～

当事者どうしが話し合っ解決→①【 】

話し合っても解決できない、一度当事者同士で納得しても後からトラブルになることもある→②【 】

※②の場合は③【 】に基づく解決を行う

○交通事故の状況を整理しよう～資料の番号で書こう～

XさんがYさんを追い詰めることができるかもしれない証拠	Yさんが有利になるかもしれない証拠

ポイントとなる法

(不法行為による損害賠償)

民法第 709 条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保障される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○裁判官になって、判決を下そう

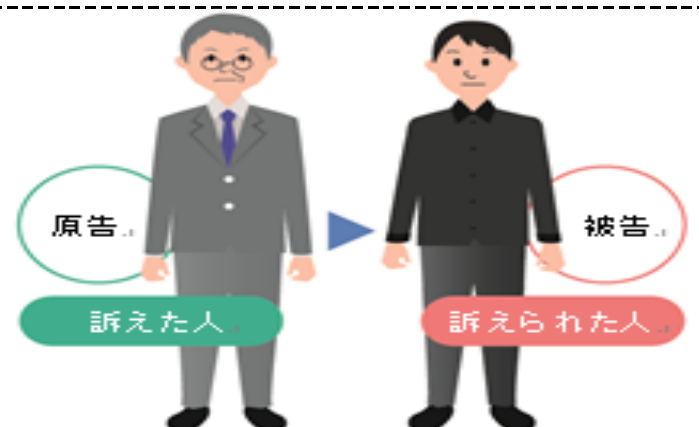
私が裁判官だったら、Yさんに対して、

「Xさんに () 円払え」

という判決を下します。

理由は、

メモ



交通事故の事例における支払い金額の例

～Yさんが支払うべき金額はどのように計算されるのか～

支払うべき費用の種類	計算方法	支払うべき金額
①Xさんの通院治療費	月 20 万円×3 ヶ月	60 万円
②逸失利益 《Xさんがけがをしなかったらもらう ことができたはずの給料》	月 30 万円×3 ヶ月	90 万円
③傷害慰謝料 《傷害によって生じた精神的苦痛に対 する損害賠償の金額》 (Xさんのけがは、3 ヶ月の通院で完 治したものとみなす。)	日本弁護士連合会の基準による。	73 万円
④過失相殺 《Xさん、Yさんのどちらかに過失(過 ち)があったのかを考える》	A) Xさんは横断歩道を渡らなかった。 ・ Xの過失：30% ・ Yの過失：70% B) Xさんは夜間見通しの悪い道路を 横断した。 ⇒Xに5%の過失を加える。 ・ Xの過失：30+5=35% ・ Yの過失：70-5=65% C) Yさんは30km オーバーで走行し ていた。これは重過失である。 ⇒Yに20%の過失を加える。 ・ Xの過失：35-20=15% ・ Yの過失：65+20=85% 以上から (①+②+③) × 0.85	(60 万+90 万+73 万) × 0.85 = A 円
⑤弁護士費用 (損害額の10%程度支払う)	A 円 × 0.1	= B 円

合計：A 円 + B 円 = 円

※あくまでこれは参考例の1つであって、実際は、様々な状況において支払金額は異なるので注意しよう。

《交通事故による賠償請求の例》

「7億2700万円を賠償請求 交通事故死で大手電機店社長」（2004年10月6日現在）

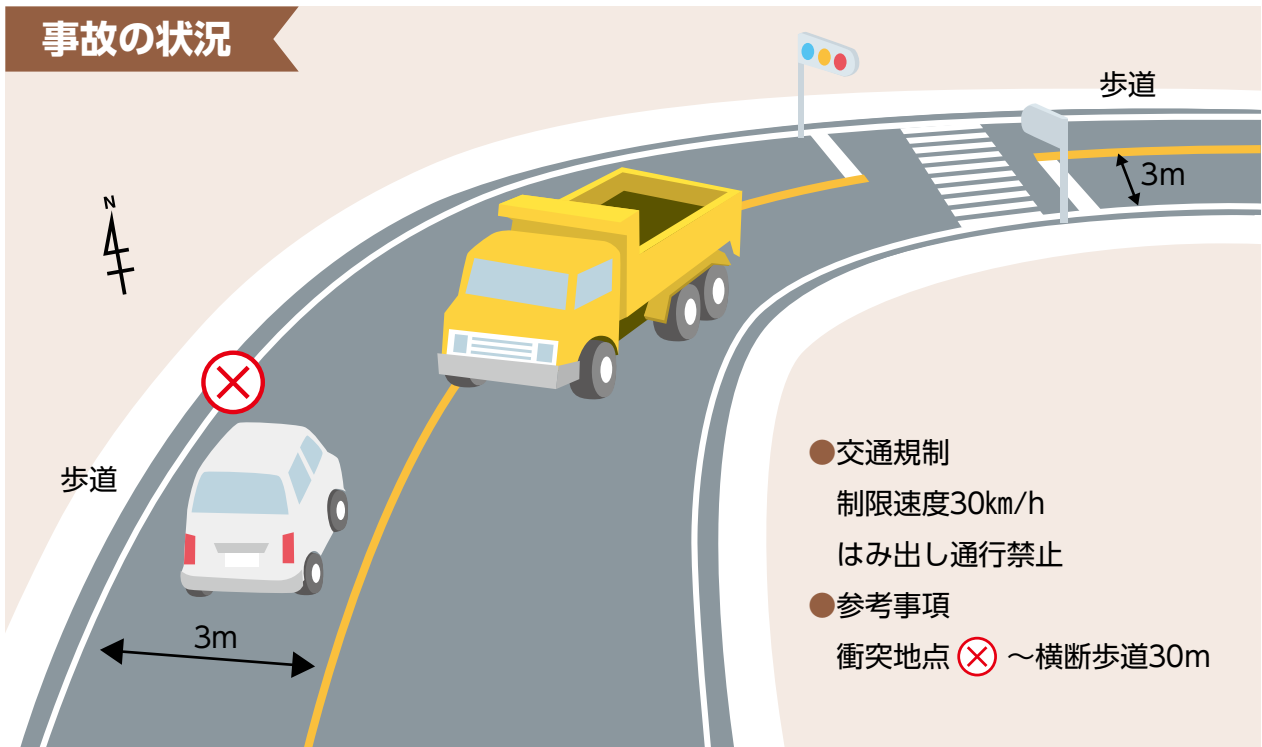
家電量販最大手の電機店の社長の長女（当時26）が02年12月、前橋市内の市道で乗用車にはねられて死亡した事故をめぐる、社長が7日までに、この車を運転していた当時の会社員の男性（23）に対し、7億2691万円の損害賠償を求める訴訟を前橋地裁に起こした。

訴状などによると、男性は同年12月23日夜、前橋市日吉町4丁目の市道で、赤信号を無視して交差点に侵入し、青信号の横断歩道をわたっていた社長の長女をはねて約40m引きずり、死亡させたとされる。

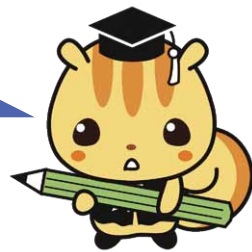
長女は当時同社の社長室長。社長の一人娘で、35歳で取締役、50歳で社長に就任していたと想定し、生涯所得を少なくとも7億6272万円と試算している。男性は業務上過失致死罪で禁固2年の判決が確定。

3年()組()番 氏名

事例をもとに紛争解決について考えてみよう



XさんとXさんの弁護士、YさんとYさんの弁護士それぞれの立場で今回の出来事について主張できることを整理しましょう。



Yさんの主張
(A ・ C)

Xさんの主張
(B ・ D)



A : 対向車線から大型のダンプカーがセンターラインをはみ出しそうになって車に向かってきた。



B : せまく見通しの悪いカーブなのに制限速度の30キロメートルをオーバーする60キロメートルで走行していた。



C : 事故現場には横断歩道がなく、30メートル歩けば横断歩道があった。



D : 治療費が60万円かかり、さらに仕事ができず90万円分の給料がもらえなかった。

3年()組()番 氏名

事例をもとに紛争解決について考えてみよう

あなたが裁判官だったら、Yさんに対して「Xさんにいくら支払え」という判決を下しますか。金額とその理由を書いてみましょう。

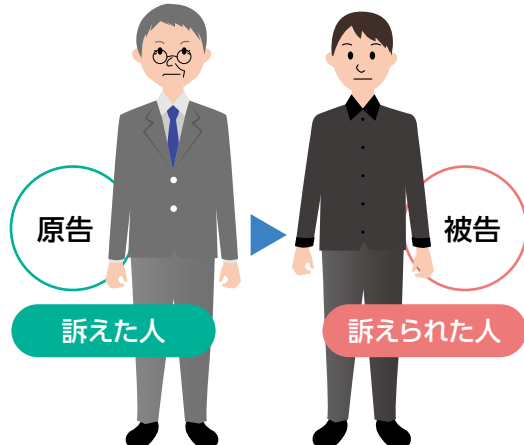


私が裁判官だったら、Yさんに対して「Xさんに()円払え」という判決を下します。理由は次の通りです。

Large empty box with horizontal dashed lines for writing a response.

民事裁判

民事裁判は当事者では解決が困難な紛争に対して、第三者による()に基づく解決を図る役割を果たしています。訴えた人が()となり、訴えられた人が()となって主張し合い、判決以外にも「示談」「和解」などの様々な解決方法がとられています。

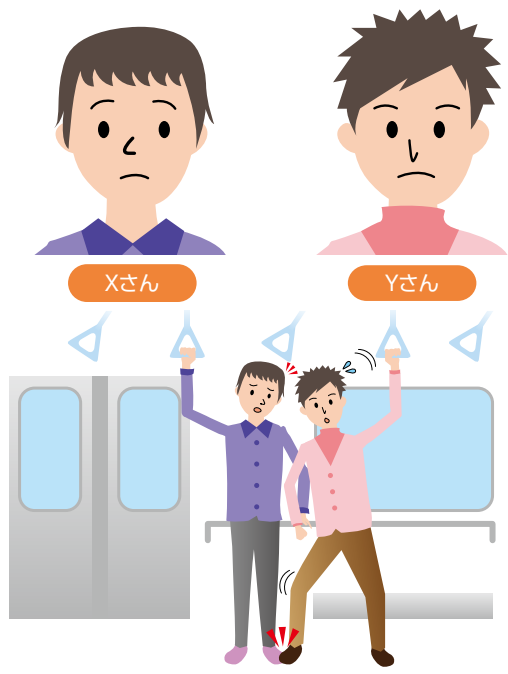


3年()組()番 氏名

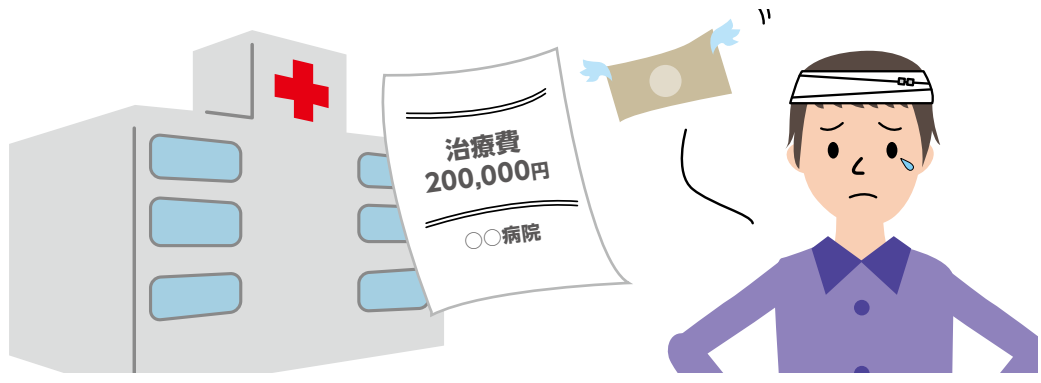
事例をもとに民事裁判と刑事裁判の特徴を考えてみよう

電車における傷害事件

Xさんは、電車でたまたま隣り合ったYさんが、よろめいて足を踏んだので、思わず、「痛いよ、気を付けて。」と注意しました。すると、Yさんは、いきなり怒り出して、「生意気だ。」などと言い、Xさんを両手で突き飛ばしました。そのため、Xさんは転倒して、頭を切るけがをしました。



Xさんは、Yさんを捕まえようとしたのですが、Yさんは、次の停車駅で電車から走って逃げてしまいました。Xさんが、その後病院に行って診察してもらったところ、頭を5針縫うけがで、全治1か月と診断されました。Xさんは、治療費として合計20万円を病院に払いました。



参考条文 刑法第204条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3年()組()番 氏名

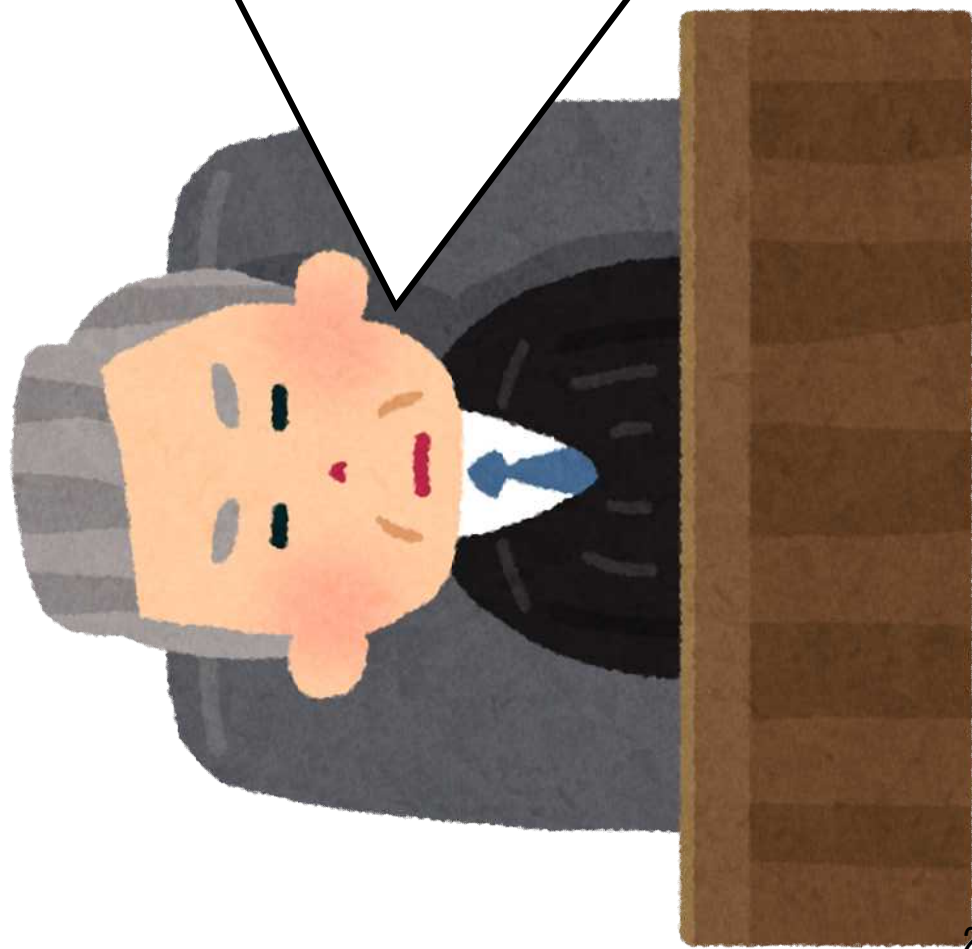
事例をもとに民事裁判と刑事裁判の特徴を考えてみよう

裁判所の法廷の写真を見ながら、それぞれの立場の名前と役割を確認しましょう。



裁判官 双方の言い分を聞き、判決を下す。	検察官 犯罪を立証し、刑の言渡しを求める。	被告人 自分が犯人として行ったと疑われている行為について、裁判を受ける。	弁護士 被告人の言い分を裁判官に伝え、被告人を弁護する。	裁判員 被告人が有罪かどうか、有罪の場合はどのような刑にするかを裁判官と一緒に決める。

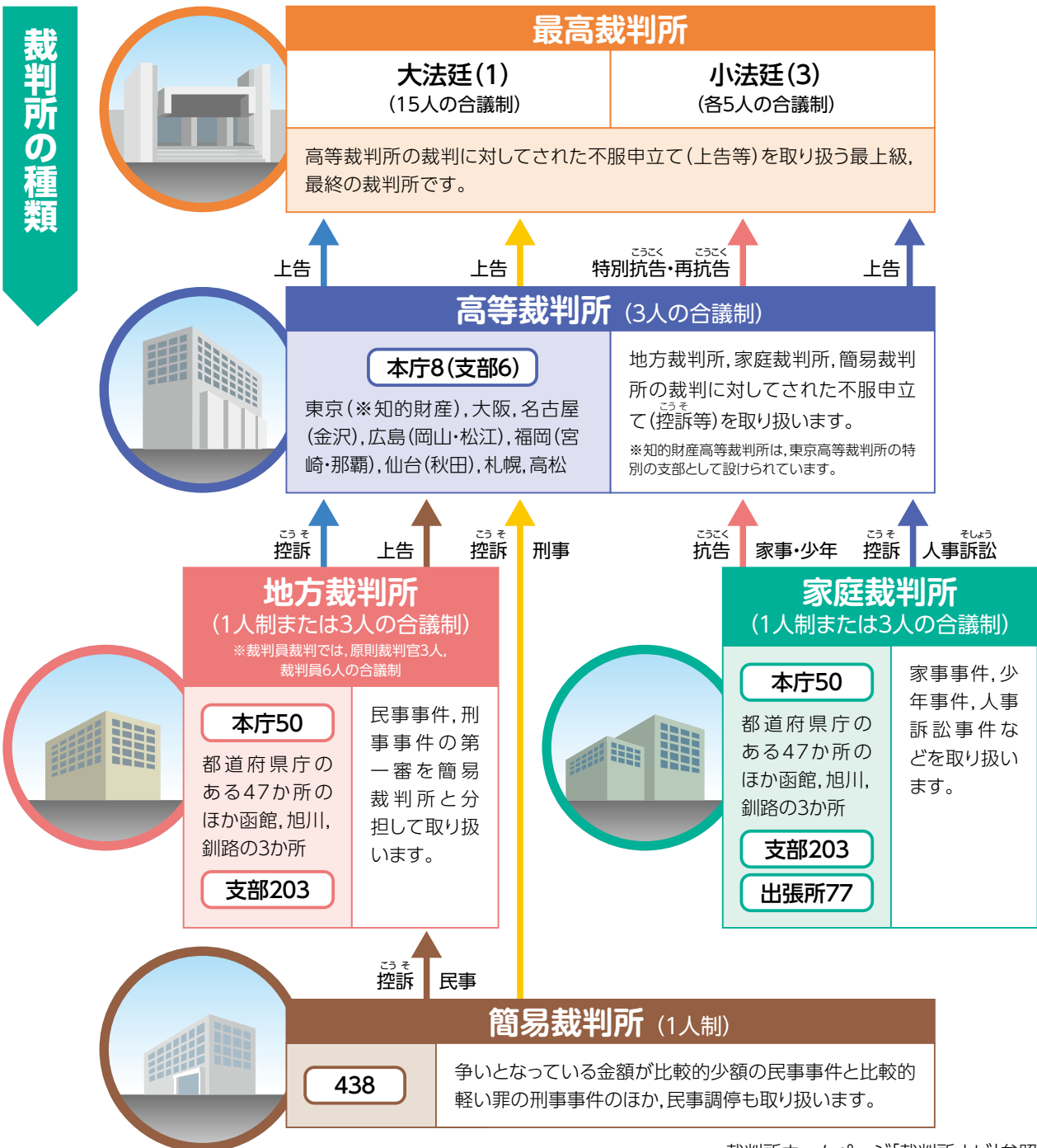
- ①Xさんが、Yさんを注意しなければ今回のトラブルは起こらなかったと思いますか
- ②Xさんが言った「痛いよ、気を付けて」は、どのような言い方でしたか
- ③Xさんが、Yさんに突き飛ばされたとき、手には何か持っていましたか
- ④Yさんは、Xさんの足をわざと踏んだわけではないのに注意されて腹が立たんですよ
- ⑤突き飛ばすことはひどいことなので、法律にはありませんがYさんは電車に乗ることを禁止したいと思いませんか
- ⑥Yさんは、どうしてXさんをケガさせようとしたのですか
- ⑦突き飛ばされてケガをしたXさんは、どのように感じましたか
- ⑧Yさんは、逮捕されることが怖くなって逃げたのですよ
- ⑨Yさんは、電車に乗るのが好きですか
- ⑩Yさんは、どうしてXさんを突き飛ばしたのですか
- ⑪Yさんは、どうして逃げたのですか



三審制

裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の5種類があり、役割分担がされています。

事件の内容によって、簡易裁判所か地方裁判所あるいは家庭裁判所で最初の裁判（第一審）が行われます。その裁判に納得がいかないときは、上級の裁判所に不服を申し立てることができます（第二審）。その裁判に憲法の違反があるときなどには、さらに上級の裁判所に不服を申し立てることができます（第三審）。最高裁判所は、終審の裁判所ですから、その裁判は最終のものとなります。

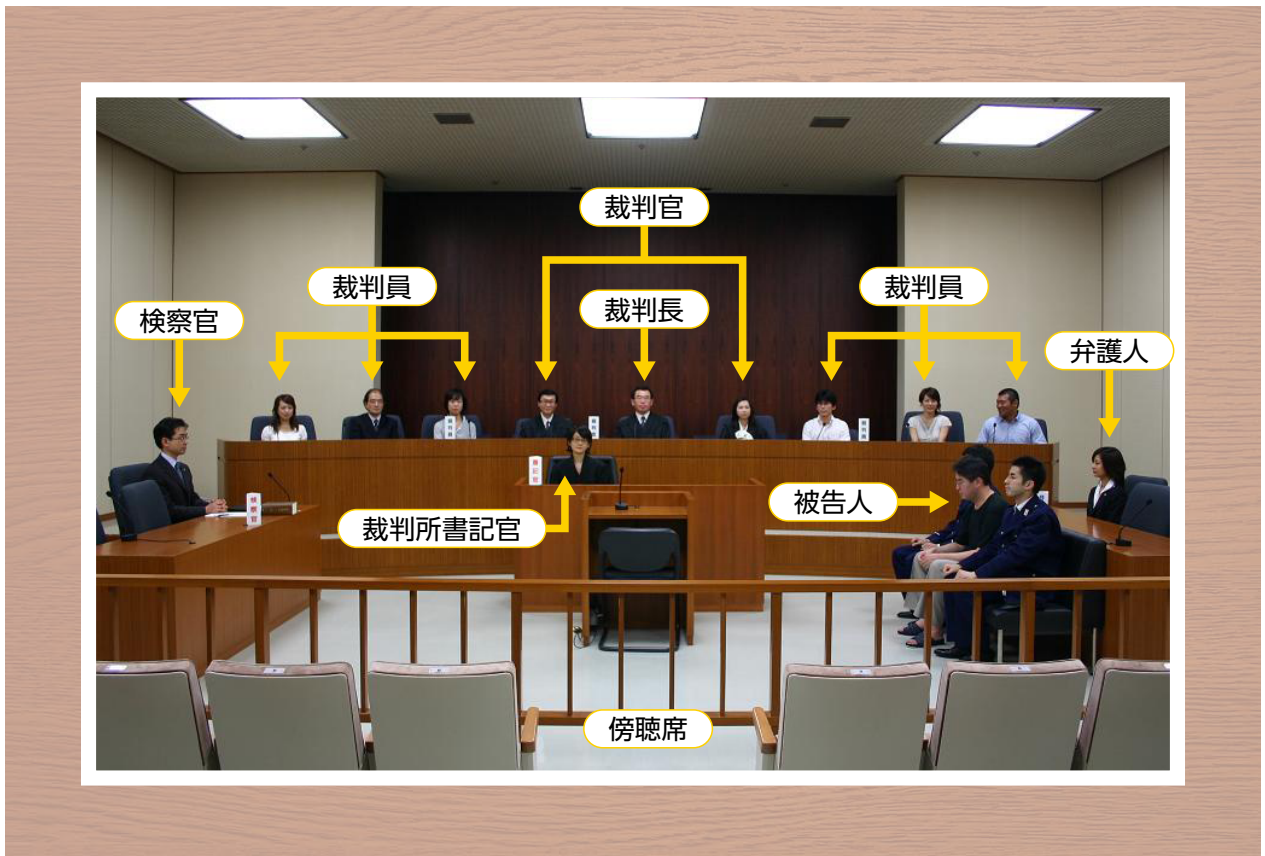


裁判所ホームページ「裁判所ナビ」参照

裁判官のみの場合



裁判員が加わった場合



法務省と内閣官房による模擬撮影

裁判員裁判の事例

現住建造物等放火被告事件

被告人は、妻と離婚した後、自分が誰にも必要とされていない人間だと思い込むようになりました。自殺をしたり、犯罪を犯して刑務所に収容されたりすれば、思い悩む日々から抜け出すことができると考え、勤務先の倉庫に放火することを決意しました。従業員3名がいる建造物に、段ボール板にライターで火を放ち、建造物を焼損しました。

殺人被告事件

被告人は、仕事に就くことができず収入がないことなどから、預金が減っていくことに不安になり、路上生活になると思い込むようになりました。母にかわいそうな思いをさせるくらいなら、いっそ殺害した方がよいと思い、殺意をもって母を死亡させました。

殺人被告事件

被告人は、重い病気にかかって、家族にも感染させているなどと思い悩むようになり、自殺しようと考えました。妻を一人残すと辛い思いをさせると考え、妻と無理心中することを決意し、死亡させました。

道路交通法違反、危険運転致死傷被告事件

被告人は、酒気を帯びた状態で、普通乗用自動車を運転しました。信号機のある交差点で、信号が赤色にもかかわらず、わざと無視しました。時速140キロメートルの速度で交差点に進入し、左方道路から信号に従った被害者の普通乗用自動車に衝突させました。被害者を出血死させて、被害者の同乗者に6か月間の治療を要する傷害を負わせました。

覚せい剤取締法違反、関税法違反

被告人は、共犯者らとともに、営利の目的で、フランスの空港で航空機に搭乗する際、覚せい剤約1895.73グラムが混入された水溶液入り瓶3本を隠したスーツケースを、手荷物として預けて積み込ませました。日本の空港でこのスーツケースを航空機から運び出させて輸入し、その事実を申告せずに検査場を通過しようとしていました。

強盗致傷被告事件

さい銭箱から現金を盗もうとした被告人は、見回り中の被害者に声をかけられて逃走する際、逮捕を免れるため、被害者に暴行を加えて全治約3か月間を要する傷害を負わせました。

傷害致死被告事件

被告人は、体の麻痺のため寝たきりの状態であった妻に対して、献身的な介護を行っていました。準備した食事を妻が嫌がったことなどに腹を立てて、妻に対して暴行を加え、傷害を負わせ、その傷害により死亡させました。

共通点

相違点

お金を作って、使ったか

事件の概要

被告人は、使用する目的で、インクジェットプリンター複合機を用いて、真正な金額1万円の日本銀行券を白紙に複写して裁断する方法で、通用する金額1万円の日本銀行券を偽造し、さらに、商品購入代金の支払として、偽造した金額1万円の日本銀行券を真正なもののように装って、お店で手渡して使用したとして起訴されています。被告人は、偽札を作ったことはあるが本物のお金として使う目的はなかった、また、その偽札を使ったことはないと言って、無罪を主張しています。



証拠(事実)



A：被告人の財布の中から、お店で使われた偽札と記番号が同一の本物の1万円札が発見されました。



B：被告人の部屋には、インクジェットプリンター複合機、カッターマットなどの道具がありました。



C：偽札は、一見すると本物ととてもよく似ています。ただ、よく観察すると、本物とは色が少し違っていて、本物と並べて見ると、偽物かもしれないと疑うことができるような外観でした。



D：偽札は、1枚の紙の表裏に1万円札の表面と裏面がずれないようにコピーして、裁断する方法で作られています。



E：被告人の友人は、「被告人は、最近、『この前興味本位で試しに偽札を作ったが、意外とうまく作れるもんだね』と私に話しました」と証言しています。

お金を作って、使ったか



F : お店で使用された偽札に付着した指紋を鑑定した証人は、この指紋は被告人のものだと言っています。



G : 偽札がそのお店で使用された同じ日に、被告人は、ポイントカードを同じお店で使用しています。



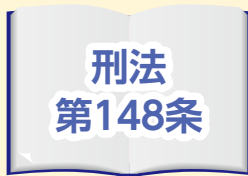
H : 偽札がそのお店で使用された時刻の1分前に、被告人は、友人に、「今自宅でくつろいでいる」という内容のメールを送っています。



I : 防犯カメラの映像に映った犯人と被告人の衣服は、被告人の部屋の捜索で発見されたものとよく似ています。



J : 犯人は、四つ折りに畳んだ1万円札の上に、本物の千円札を重ねて店員に差し出しています。





- 1項 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。
※行使の目的（お金として使う目的など）がなければ、処罰されない。
- 2項 偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。
※偽札だと知らずに使った場合は、処罰されない。



3年()組()番 氏名

「お金を作って、使ったか」の証拠をもとに考えよう

被告人に不利な事情 そうだったと思わせる事情	問題となっている 事実	被告人に有利な事情 そうではなかったと思わせる事情
()	<p>本物のお札として使う目的で、 お店で使われた 偽札を作ったか</p> 	()
()		()
()		()
()		()
()	<p>偽札であると 知っていて、 偽札を使ったか</p> 	()
()		()
()		()
()		()

資料1 各時における「なぜ、裁判は必要なのか」に関する生徒の記述

なぜ、裁判は必要なのか					
名前	第1時	第2時	第3時	第4時	単元のまとめ
S1	紛争が起こって話し合いなどで公正に解決できるときもあれば、2人だけでは解決できない場合もある。だから 他人(裁判官)が間に入り 、法律などで 解決 するためには裁判は必要だと思いました。	民事裁判のとき、事故を起こしてけがをさせたり、働けなくなったりするとその損害としてお金を払うから。 その値段を決める ため。	犯罪を犯した人を 有罪か無罪か判断し、罪を与える ため。	法にふれた行為などをした人にどのくらいの処罰を与えるかを決めるため。	争いや犯罪 が起こった時に、 第三者 を入れて公正に判決するため。
S2	自分は2人で紛争など複数人で起きたときにその 話をまとめ る人が必要だと思えます。なので自分は裁判は、必要だと思えます。	なかなか話が解決しないときに、裁判は必要だと思う。	その人が、どんなことをしたのか、わかったり、それを明らかにしてその人に 刑を言うたりする ために必要。	その人が、どんな刑を必要か、罰するために必要。また、事件を解決できたりすることもあるから必要。	人との トラブル など 解決 できないときに、公正な 第三者 が中に入り互いの意見をまとめどちが悪いかを決めるために、裁判は必要だと思えます。
S3	人同士の 紛争を収め 、両者とも納得させる最後の手段として必要。	人同士のトラブルを解決し、このことに対し、再びもめないよう、納得する決まりを作るため必要。	個人では、取り扱いができず法に基づいて、公正に判断し、 人を裁く ために必要。偏見や誤解がないような場所でもちらの言い分も聞ける。	一般的な意見 があることで、 より適切な判断 をし、公正につながるため。	人同士では、どうしようもない トラブルを解決 する1つの手段として必要。また、一人一人の人權を尊重し、公正に 第三者 からの判断を必要とすると、被害者が死んでいて、訴えて裁判を行うことができないため、検察官が必要であり、その場合も法に基づいて公正にその人を 裁く ためのものとして必要。
S4	裁判官を 間にに入れて 効率よく公正に決めるために必要。	被告と原告が平等に 賠償する責任を判断 するため。	裁判は、ただ判決をする場所ではなくて、互いの言い分を聞き、裁判長などがどちらにもひいきせず「公正」に判決を出す。	一般常識的な視点 があると、 より適切な判断 ができるため。	裁判官を 間にに入れて 、双方の意見や主張を聞いて、互いに納得のいく「公正」な判断をするため。
S5	裁判官(第三者) を間にいれて効率よく、公正に決めるために必要。	当事者同士では解決できないから裁判で公正に決めるため。	犯罪を起こしてしまった人の 罪を決める ため。	裁判をして、判決を決めて裁判官がしっかりと公正に裁判をしているかを確認するために国民が参加する。	裁判官(第三者)を間にいれて効率よく、公正に決め 当事者同士で解決 できない場合に、そして 犯罪 を起こしてしまった人のためになる。
S6	紛争を平和に解決 するため。これ以上紛争が大きくならないようにするため。	解決しなかった紛争を裁判官に入ってもらって解決してもらうため。	その事件を解決するため。起こった事件の本当のことを調べるため。	有罪か無罪かを決めるため。	事件を解決するため。悪いことをした人を 罰する ため。訴えられた人が 有罪か無罪かを判断 するため。

S7	<p>仲介役が必要なので大きいことがあったときに裁判が必要。</p>	<p>お金の問題や自分で解決できないときに、裁判を使い裁判官が公正公平に判決を出すため。</p>	<p>相手が逃げたりして一人じや捕まえられないときに裁判を起こして警察の人に捕まえてもらい判決を下すため。</p>	<p>裁判員も入れて多い人数で公正な判決を出して被告人も納得できる判決を決めるため。</p>	<p>事件があったとき仲介役を入れるために裁判を行い、公正公平な判決を決めて無罪の人を捕まえないようにするため。法律に基づいて罰するため。</p>
S8	<p>何か紛争が起こったときに両者が激しく対立し合わないよう、第三者としての役割を果たす上において必要不可欠なものではないかと考えます。</p>	<p>当事者同士では解決できないため、裁判で公正に決める必要があるから。</p>	<p>原告と被告のどちらかの言い分が正しいか判断するため。</p>	<p>一般常識的な視点があることで、より適切な判断ができるため。</p>	<p>ただ悪い人を裁くだけではなく、ちよつとしてことでヒートアップしてしまつたけんかを抑えるためにあると思う。第三者として役割を果たすうえにおいて、必要不可欠な者だと思ひます。</p>
S9	<p>2人だけで問題や紛争解決できない場合に仲介役が欲しいから。</p>	<p>お互いに不満が残つたままより、しっかりと決着がついた後に、生活した方がいいから。</p>	<p>警察(ママ 裁判官?)が、どれだけ罪を受け渡すか決めるため。</p>	<p>自分たちがしつかり理解し、関心を持つため。</p>	<p>周りの人とトラブルがあつたときに、裁判の絶対の判決に従えばお互いの不満はないままに暮らせるから。</p>
S10	<p>裁判は、誰かが悪いことをしたと金とても大切なこと、どちらが悪いかを決めること。</p>	<p>裁判は何か事故などを起こしてしまつたときに、裁判長などが判決を言うときに必要。</p>	<p>裁判は、ただ判決を言う所ではなくて、相手の言い分を聞き裁判長はどちらにもひいきせず、判決を出す。</p>	<p>犯罪を起こした人の判決を言うだけのものでなく、一般の人を裁判に呼び出し参加してもらつたため。</p>	<p>裁判は、人の判決を言い渡すところであり、裁判がもしないと、世の中犯罪だらけになつてしまふこということで裁判はないと大変になる。</p>
S11	<p>一人が一方的な行動をとることによって困り、周りに迷惑がかり困るから。そして、争いを収める最終手段でもある。</p>	<p>当事者同士では解決できないことから裁判で公正に決めることが必要。</p>	<p>原告と被告のどちらの言い方が正しいか、判断をする場所。</p>	<p>一般的視点からより的確な判断をすることができているのが裁判である。</p>	<p>裁判は被告(ママ 被告人か?)をさばけなければならぬ。そのため、公正にし、そして被告にちゃんと言ひ渡さなければならぬ。</p>
S12	<p>仮に、この世に裁判がなかったとすると、世の中はルール法律という言葉が無視し、腐敗すると思ひます。犯罪も増える一方です。特に裁判に關しては、必要不可欠です(日本では)。</p>	<p>もし、裁判がなかったとしたら、前回にも言つた通り治安の悪化が大きく進むし、国自体を維持していけない可能性も無論ありえます。</p>	<p>裁判は悪人を時に裁き、無罪の人を救ひます。しかし、世の中にはすべて話し合つていゝとは限らず、えん罪、めん罪があります。その中でいかに公平な裁判を行うかが重要です。</p>	<p>一般的な常識的な視点からより適切な判断をすることができているのが裁判である。</p>	<p>まとめとして、ルール、法律にともなつて公平・公正に有罪か無罪かを決めるためにあるのです。裁判があるからこそ法律もルールも保てるのもいゝます。</p>
S13	<p>お互いの意見が対立して解決に向かわなかつたり、その人の日常や考えが正しくないことがあるから、裁判で一般的な常識や、正しいとされている考えを基準に考えることができるから。</p>	<p>それぞれの主張や証拠を基に、それぞれ^の過失を考へたり、法に基づいてそれぞれ^の過失の大きさを計算できるから。</p>	<p>公平な立場から、法にのつとつて、罪の重さを決めることができるから。</p>	<p>罪を犯したかどうかを決める大切な場所、これによつて公正に判決が下され^る国の治安を維持したり、安心して暮らせるようにするため。</p>	<p>争いごとや、罪人を、公正に、法に基づいて裁くことができ、色々な仕組みで平等になるようになってゐるから。</p>

S14	<p>何か紛争が起こったときに、両者が激しく対立し合わないように第三者としての役割を果たす上に置いて必要不可欠なものではないかと思えます。</p>	<p>事故の発生時、損害賠償などをめぐってトラブルは起こりかねません。そこで、裁判所は公正な立場で判断を下す上において大切であると思えます。</p>	<p>裁判は、全てのことにおいて公正を守り決断。両者にとっても納得のいく判決を出さなければなりません。ただ、その役目を果たすことができるのが裁判のため必要だと思えます。</p>	<p>裁判は、国民に対して、存在力を発揮し、関心を持つ上で重要な役割を果たします。公正な判断をしていることを証明するために裁判所はあるのだと思えます。</p>	<p>裁判は、公正かつ納得のいく判決を下す、いわばプロのような存在だと思えます。そのため、裁判は司法の主な権力としてなり立っているのだと思えます。</p>
S15	<p>第三者から見ても、ここはダメ、個々は尊重すべきなど、落ち着いている人が2つの案を見て冷静に判断する必要があるからだと思います。</p>	<p>お互いに適している判断をできるよう裁判長が、2つの意見を見て判断を下すため。</p>	<p>2つに分けることで、話の食い違いがなくなっていくと思えます。</p>	<p>一般の人も参加させることにより、関心を法について深めるため。</p>	<p>これまでの授業を通してやはり裁判は2つの意見を聞き平等な聞き方で判決を下すことが必要なのかなと思えました。</p>
S16	<p>2人だけで問題や紛争解決できない場合に仲介役が欲しいから。2にんにだけだと、争いや解決ができないため、中継役として話せる人が欲しいから。</p>	<p>大人になるとお金がやっぱり大きくなるから。</p>	<p>悪いことをしたかしなかつたかをはっきりさせるためにある。</p>	<p>いろんな視点から見ること、いろんな意見を出せるから。</p>	<p>悪い、悪くないかをはっきりさせないと、損する人や得する人が出てきて、それから解決できないから。</p>
S17	<p>それぞれの立場に立って、意見を伝え合うため。</p>	<p>互いの立場で正しい判断をするために、法を基にして決めるため。</p>	<p>裁判は証拠を基に本当のことを確かめるため。</p>	<p>様々な目線からそのことについて考え、意見を出すため。</p>	<p>正しい手続きをして、公正かつ中立な立場で世の中のトラブルを法に基づいて判断するため。</p>
S18	<p>トラブルを起こした人だけで話し合うと、またちがうトラブルが起こりかねないので仲介に入るために必要だから。</p>	<p>当事者が正確な請求をしていくかや正しい判決をもらうため。</p>	<p>刑事裁判で正しい判決で正確な罰金などを命じるため。</p>	<p>罪を犯した人を公正に裁き、国内の治安を守るため。</p>	<p>当事者がトラブルを起こした時、仲介に入る必要がある、原告が正確な額の請求をしているかや、正しい判断や罰金を命じたり罪を犯した公正に裁き国内の治安も守ったりするので必要。</p>
S19	<p>解決できなかった問題を仲介役として第三者が入って解決するために裁きが必要。法律に基づいてやることがよって必ず解決できる。</p>	<p>原告も被告も主張することができると、被告も罪(ママ賠償か?)を軽くすることができると。原告は、法律を基にしてお金をもらうことができる。</p>	<p>刑事裁判は、処罰を決める。納得いかなかった場合は3回まで再審がすることができると。民事裁判より罪は重くなるかもしれないけど、納得いくこともできる。</p>	<p>裁判は、意見を取り入れ、公正に判断するためだと思う。</p>	<p>裁判は、自分たちで解決できなかった問題を、他の人にはいつてもらって解決するもの。裁判があることにより被害者が納得できる結果にできること。</p>
S20	<p>僕は今回の授業で思ったことは対人トラブルを解決するために必要だと思えました。</p>	<p>今回の授業で初めて裁判の仕組みが分かりました。ただ犯罪人を裁くだけではなく、対人トラブルのことも裁判が起こせることは知りませんでした。</p>	<p>欠席</p>	<p>今回の授業では、一般人が裁判員として裁判に参加できると聞きました。僕はその制度は裁判官という専門の人だけではなく、民衆の意見も聞ける</p>	<p>これからも裁判員になったときは、計4回の授業内容を基に、自分の意見を共有していきたい。</p>

S27	<p>トラブルが起きたとき、その人たちだけで話し合いをしようと、解決せずにつらい思いをする人ができたり、新たなトラブルを引き起こしてしまうので仲介を入れるために必要だと 思います。</p>	<p>お互いに悪いと思っていないか、お互いに悪いと思っていないけど、お金を払いたくないなどと言ったときに、トラブルを起した人たちだけではなく、仲介を入れて、賠償をどれだ け払うのかを判決させるために必要。</p>	<p>ケンカをした人たちが解決しようとする、1人が逃げてしまっていた場合、まずは探さなきゃいけないから。</p>	<p>1人で解決できなかつたり、警察(ママ 検察か?)だけで判断できなことを裁判官、一般の人を加えて、有罪か無罪かの判決をするため。</p>	<p>裁判は正しい手続きによって公正中立に行わなければならない。原則が司法権の独立。個別の裁判において裁判官は自らの良心に従い、憲法と法律だけに拘束されるという原則。</p>
-----	---	--	--	---	---

資料2 公正に関する生徒の記述

なぜ、裁判は必要なのか					
名前	第1時間目	第2時間目	第3時間目	第4時間目	単元の最後
S1	<p>手続きの公正 紛争が起こって話し合いなどで公正に解決できるときもあれば、2人だけでは解決できない場合もある。だから他人(裁判官)が間に入り、法律などで解決するために裁判は必要だと思いました。</p>				<p>手続きの公正 争いや犯罪が起こった時に、第三者を入れて公正に判決するため。</p>
S2					<p>機会の公正 人とのトラブルなど解決できないときに、公正な第三者が中に入り互いの意見をまとめどちらが悪いのかを決めるために、裁判は必要だと思います。</p>
S3			<p>手続きの公正&機会の公正 個人では、取り扱いができず法に基づいて、公正に判断し、人を裁くために必要。偏見や誤解がないような場所などちらの言い分も聞ける。</p>	<p>結果の公正 一般的な意見があることで、より適切な判断をし、公正につながるため。</p>	<p>手続きの公正&機会の公正 人同士では、どうしようもないトラブルを解決する1つの手段として必要。また、一人一人の人權を尊重し、公正に第三者からの判断を必要とするときに必要となる。また、殺人事件などは、被害者が死んでいて、訴えて裁判を行うことができないため、検察官が必要であり、その場合も法に基づいて公正にその人を裁くためのものとして必要。</p>
S4	<p>手続きの公正 裁判官を間に入れて効率的に公正に決めるために必要。</p>		<p>手続きの公正&機会の公正 裁判は、ただ判決をする場所ではなくて、互いの言い分を聞き、裁判長などがどちらにもひいきせず「公正」に判決を出す。</p>		<p>機会の公正&結果の公正 裁判官を間に入れて、双方の意見や主張を聞いて、互いに納得のいく「公正」な判断をするため。</p>
S5	<p>手続きの公正 裁判官(第三者)を間にいれて効率的に公正に決めるために必要。</p>	<p>手続きの公正 当事者同士では解決できないから裁判で公正に決めるため。</p>		<p>手続きの公正 裁判をして、判決を決めて裁判官がしっかりと公正に裁判をしているかを確認するために国民が参加する。</p>	<p>手続きの公正 裁判官(第三者)を間に入れて効率的に公正に決める当事者同士で解決できない場合に、そして犯罪を起してしまった人のためになる。</p>

S7	<p>手続きの公正</p> <p>お金の問題や自分で解決できないうちに、裁判を使い裁判官が公正公平に判決を出すため。</p>			<p>結果の公正</p> <p>裁判員も入れて多い人数で公正な判決を出して被告人も納得できる判決を決めるため。</p>	<p>結果の公正</p> <p>事件があったとき仲介役を入れるために裁判を行い、公正公平な判決を決めて無罪の人を捕まえないようにするため。法律に基づいて罰するため。</p>
S8	<p>手続きの公正</p> <p>当事者同士では解決できないため、裁判で公正に決める必要があるから。</p>				
S11	<p>手続きの公正</p> <p>当事者同士では解決できないから裁判で公正に決めることが必要。</p>				<p>手続きの公正</p> <p>裁判は被告(ママ 被告人か?)をさばけなければならぬ。そのため、公正にし、そして被告にちゃんと判決を言い渡さなければいけない。</p>
S12					<p>手続きの公正</p> <p>まとめとして、ルール、法律にともなって公平・公正に有罪か無罪かを決めるためにあるのです。裁判があるからこそ法律もルールも保てるのもいます。</p>
S13				<p>手続きの公正</p> <p>罪を犯したかどうかを決める大切な場所で、これによって公正に判決が下され国の治安を維持したり、安心して暮らせるようにするため。</p>	<p>手続きの公正</p> <p>争いごとや、罪人を、公正に、法に基づいて裁くことができ、色々な仕組みで平等になるようになっているから。</p>
S14	<p>手続きの公正</p> <p>事故の発生時、損害賠償などをめぐってトラブルは起こりかねません。そこで、裁判所は公正な立場で判断を下す上において大切であると思います。</p>	<p>手続きの公正&結果の公正</p> <p>裁判は、全体的なことにおいて公正を守り決議。両者にとっても納得のいく判決を出さなければなりません。ただ、その役目を果たすことができるのが裁判のため必要だと思います。</p>	<p>手続きの公正&結果の公正</p> <p>裁判は、国民に対して、存在力を発揮し、関心を持つ上で重要な役割を果たします。公正な判断をしていることを証明するために裁判所はあるのだと思います。</p>	<p>結果の公正</p> <p>裁判は、公正かつ納得のいく判決を下す、いわゆるプロのような存在だと思えます。そのため、裁判は司法の主な権力として立って立っているのだと思います。</p>	
S17					<p>手続きの公正</p> <p>正しい手続きをして、公正かつ中立な立場で世の中のトラブルを法に基づいて判断するため。</p>

S18				<p>手続きの公正</p> <p>当事者がトラブルを起した時、仲介に入る必要があり、原告が正確な額の請求をしているかや、正しい判断や罰金を命じたり罪を犯した公正に裁き国内の治安も守ったりするので必要。</p>
S19			<p>手続きの公正</p> <p>裁判は、意見を取り入れ、公正に判断するためだと思う。</p>	
S22			<p>手続きの公正</p> <p>殺人被告事件や強盗事件など、被告人が起した事件を公正に証拠を見て、法に基づいた判決を下すため。そして、犯罪をしてしまった人を取り締まり社会みんなが安全に暮らせるようにするため。</p>	
S23		<p>手続きの公正</p> <p>傷害などの刑法にかかわる事件があったとき、当事者同士では解決できないので、刑事裁判によって有罪か無罪か、刑法はどうかなどを公正に決める必要があるから。罪を犯した人を裁くため。</p>		
S24		<p>機会の公正</p> <p>裁判官だけで、判決を下すのではなく、国民のいろいろな意見を聞きながら裁判は行っていけばより公正になる。</p>	<p>結果の公正</p> <p>この授業を通して、紛争はなぜ起きたのかトラブルにならないために、裁判はとでも大切だと思えます。裁判官が良い判決を出したら公正に紛争が終えることができると思いました。</p>	
S25			<p>機会の公正</p> <p>自分たちで解決できないトラブルが起きたときに、裁判官、検察官、弁護士がいる裁判でより公正な話をするときに必要なことから。</p>	
S26			<p>結果の公正</p> <p>紛争を当事者だけでは、解決しそうにない場合、または検察官が被告人に対して、罪があるとしたときに、裁判が必要になって公正・公平そして、みんなが納得する判決を出すため。</p>	
S27			<p>手続きの公正</p> <p>裁判は正しい手続きによって公正中立</p>	

					<p>に行わなければならない。原則が司法権の独立。個別の裁判において裁判官は自らの良心に従い、憲法と法律だけに拘束されるという原則。</p>
--	--	--	--	--	--